

## 添付資料2 事業に係るリスク分担

表 本事業に係るリスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	公告資料	1	募集公告資料等の誤りに関するもの、記載内容の変更に関するもの	○	
	契約締結	2	市の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
		3	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
		4	上記以外の場合	○※1	○※1
		5	市が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの	○	
	許認可取得	6	事業者が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの		○
		7	政策方針の変更	○	
	制度・法令変更	8	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○	
		9	上記以外で、本事業のみならず広く一般に適用される法令の変更・新設に関するもの		○
	税制変更	10	消費税の変更	○	
		11	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
		12	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○※1	○※1
	第三者賠償	13	市の帰責事由によるもの	○	
		14	事業者の帰責事由によるもの		○
		15	施設・設備の契約不適合による事故によるもの	○※2	○※2
		16	施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの	○※2	○※2
		17	施設・設備の維持管理の不備によるもの		○
		18	上記以外の事由によるもの	○※1	○※1
	第三者からの損害	19	市の帰責事由によるもの	○	
		20	事業者の帰責事由によるもの		○
		21	上記以外の事由によるもの	○※1	○※1
	住民対応	22	本事業に関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの (要求水準等を満たしていることを前提とする)	○	
		23	事業者が行う業務(調査、設計、工事、維持管理等)に関する住民苦情・要望等に関するもの(要求水準等を満たしていない場合)		○

表 本事業に係るリスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	環境問題	24	事業者が行う業務(調査、設計、工事、維持管理等)に起因する環境の悪化によるもの		○
		25	上記以外のもの	○	
	物価変動	26	事業期間内(調査、設計、施工、維持管理・運営等)の物価変動に関するもの	○※3	△※3
	金利変動	27	事業者の借入金に係る金利変動によるもの		○
	債務不履行	28	市の債務不履行により本事業が実施できない場合	○	
		29	事業者の事業放棄、破綻等により本事業が実施できない場合		○
		30	事業者の債務不履行により本事業が実施できない場合		○
		31	各種制度の適用を受けられなかった場合		○
不可抗力	32	天災(防風、洪水、高潮、地震、その他の異常天災現象)、人為的(戦争、テロ、暴動等)等、通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等によるもの	○※4	△※4	
要求水準未達	33	建設段階及び維持管理段階における要求水準未達		○	
価格交渉	34	市と優先交渉権者で行う価格交渉が成立しない場合		○	
設計段階	各種調査	35	市が実施した各種調査に関するもの	○	
		36	事業者が実施した各種調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○
	計画変更・遅延	37	市の帰責事由による計画変更	○	
		38	他事業者との調整や住民要望による事業計画等の変更に関因するもの	○	
	設計変更・遅延	39	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	○	
		40	他事業者との調整や住民要望による想定外の変更に関因するもの	○	
		41	事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
設計成果物の契約不適合	42	事業者が新設した施設・設備等に関するもの		○	
施工段階	工事遅延	43	市の帰責事由による工事遅延	○	
		44	事業者の帰責事由による工事遅延		○
	施工管理	45	施工管理に関するもの		○

表 本事業に係るリスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
施工段階	工事費増大	46	市の帰責事由による工事費等の増大	○	
		47	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○
	安全性確保	48	工事現場における事故等の発生		○
	施設・設備の契約不適合	49	事業者が新設した施設・設備等に関するもの		○
維持管理・運営業務段階	計画変更	50	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		51	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	維持管理業務の遅延	52	市の帰責事由による維持管理業務開始の遅延	○	
		53	事業者の帰責事由による維持管理業務開始の遅延		○
	原料・ユーティリティ	54	電気・上水等の供給停止に関するもの	△※1	○※1
		55	薬品や電気の使用量の変動	○※5	△※5
	施設・設備の契約不適合	56	施設・設備等に対して、維持管理業務段階で契約不適合が見つかった場合	○※2	○※2
	施設の破損	57	事業者の帰責事由による事故・火災等による対象施設の損傷等		○
		58	施設・設備の老朽化、通常劣化によるコスト増大	○※2	○※2
	維持管理費の増大	59	市の帰責事由による事業内容・用途の変更による維持管理業務費の増大	○	
		60	事業者の帰責事由による維持管理業務費の増大		○
	技術革新	61	陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト		○
	汚泥供給(生汚泥及び余剰汚泥)	62	汚泥供給(生汚泥及び余剰汚泥)に関するもの(汚泥性状及び汚泥量)	○※5	○※5
	消化ガス供給	63	消化ガスの性状及びガス発生量の変動に関するもの	○※6	○※6
		64	事業者の帰責事由により消化ガス性状の変化又は発生量が減少した場合		○
	消化槽加温熱量受給	65	熱量の変動に関するもの	○※6	○※6
		66	事業者の帰責事由により熱量が減少した場合		○
	バイオマス受入れ	67	排出事業者に関するもの		○
68		汚泥脱水設備及び焼却設備に関するもの	○※7	○※7	

表 本事業に係るリスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
終了時 事業	事業終了時の手続き	69	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
	事業終了時の施設状態	70	事業終了時の施設・設備に対して、要求水準の未達(引渡条件)		○

凡例)表中「○」印は主たるリスク、「△」は従たるリスクを示す。

※1\_発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定する。

※2\_本事業で新規に設置する施設・設備については、事業者が負担する。本事業のうち、維持管理の対象である既存施設・設備については、本市が負担する。ただし、既存施設・設備は、計画どおりの点検、調査、報告、維持管理を適切に行っていることを前提とする。

※3\_物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、調整する。詳細については、公告時に公表する各種契約書(案)において提示する。

※4\_本市に追加費用その他損害が発生した場合、又は第三者に損害が発生し、本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。詳細な負担内容については、公告時に公表する各種契約書(案)において提示する。

※5\_一定範囲内の変動は、事業者負担とする。一定の範囲を超えた場合は、本市と事業者の協議により維持管理業務費の見直しを行う。詳細については、公告時に公表する各種契約書(案)において示す。

※6\_一定範囲内の変動は、許容する。一定の範囲を超えた場合は、本市は消化ガス売却額の見直しを行う。詳細については、公告時に公表する各種契約書(案)において示す。

※7\_汚泥脱水設備及び焼却設備の処分料は、一定範囲内の変動は、許容する。一定の範囲を超えた場合は、処分料の見直しを行う。詳細については、公告時に公表する各種契約書(案)において示す。